

山梨県公報

第二千五十五号

平成二十二年

七月五日

月 曜 日

目次

電線共同溝を整備すべき道路の指定……………	四一
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(三件)……………	四一一
平成二十二年行政書士試験の実施……………	四一二
大規模小売店舗の所在地、大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………	四一六
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)……………	四一六
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)……………	四一八
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………	四二〇
国土調査の成果の認証……………	四二〇
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………	四二〇
落札者等の決定について……………	四二七
正 誤……………	四二七
平成二十二年三月三十日付号外第十八号中……………	四二七

告 示

山梨県告示第二百二十一号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。
 平成二十二年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路 線 名	区 間

公 告

県道	甲斐中央線	甲斐市富竹新田字上北裏三三七番の二地先から 甲斐市富竹新田字上北裏一九二番の四地先まで
----	-------	--

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十二年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人山梨水晶会議
 - 2 代表者の氏名 宮川守
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市小瀬町三百十五番地二十六
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、不特定多数の人々に対して、山梨の旧水晶鉱山の保存及び水晶産業の継承に関する事業を行い、地域経済の発展と環境保全に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年六月二十三日から同年八月二十二日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十二年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人山梨県更生保護就労支援事業者機構
- 2 代表者の氏名 宮川睦武
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市宝一丁目四番二号
- 4 定款に記載された目的

本機構は、犯罪者や非行少年が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ（犯罪者や非行少年とは、更生保護事業法第二条第二項各号に掲げる者をいい、そのうち就労の支援を受ける者を、以下「就労支援対象者」という。）、事業者の立場から就労支援対象者の就労を支援し、就労支援対象者が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、就労支援対象者の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年六月二十四日から同年八月二十三日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 くらしとすまい
 - 2 代表者の氏名 中沢敏彦
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十号農業共済会館三階
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、経験不足、知識不足のため、不当な不利益を被っている住宅需要者及び賃貸住宅需要者に対して、専門家の立場から需要者保護を目的とした支援を行い、広く公益に貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年六月二十四日から同年八月二十三日まで

● 平成二十二年度行政書士試験の実施

財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。
平成二十二年七月五日

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。
平成二十二年七月五日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 木 寺 久

山梨県知事 横 内 正 明

- 1 試験期日 平成22年11月14日(日)午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 甲府市酒折2丁目4番5号 山梨学院大学
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成22年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。
- ※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

- ア 受付期間 平成22年8月2日(月)から9月3日(金)まで
- イ 受付場所 (財)行政書士試験研究センター
受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月3日の消印があるものまで受け付けます。
- ウ 提出書類 受験願書一式(配布場所についてはオをご覧ください。)
- エ 受験手数料 7,000円
受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。
- オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

① 郵送配布

- 配布期間 平成22年8月2日(月)から8月27日(金)まで
郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。(8月27日必着のこと)

○ 名 称 (財) 行政書士試験研究センター

○ 住 所 〒100-8779 郵便事業(株)銀座支店留

② 窓口配布

○ 配布期間 平成22年8月2日(月)から9月3日(金)まで

○ 配布場所

・ 山梨県行政書士会

甲府市丸の内2-14-13 ダイタビル3階

(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

・ 山梨県庁西別館1階

甲府市丸の内1-8-17 山梨県庁西別館 1階

(土・日・祝日を含む午前8時30分から午後5時まで)

・ 山梨県総務部私学文書課

甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・ 峡東地域県民センター

甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・ 峡南地域県民センター

南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・ 中北地域県民センター

韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・ 富士・東部地域県民センター

都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

① (財) 行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力して下さい。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

② 利用できるクレジットカード

○ VISA・Master・UC

③ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

① 平成22年8月2日(月)午前9時から8月31日(火)午後5時まで

この出願システムは、8月31日(火)午後5時で終了します。午後5時まで

に入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

- ② 最終日（8月31日）は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先（問い合わせ先）

(財) 行政書士試験研究センター

電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方で試験中に特例措置（点字試験を含む。）を希望される方は、申請の手続きが必要となります。受験申込みに先立って（財）行政書士試験研究センターへ必ずご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成23年1月24日（月） 午前9時

(2) 方 法 (財) 行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

また、(財) 行政書士試験研究センターホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載します。

一 大規模小売店舗の所在地、大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年十一月五日まで縦覧に供する。

平成二十二年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 寺嶋晋

2 住所 静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 マックスバリュ甲府長松寺店

(二) 所在地 山梨県甲府市長松寺町六百五十九番二外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の所在地

変更前	山梨県甲府市長松寺町六百七十三番地外	変更後	山梨県甲府市長松寺町六百五十九番三外
-----	--------------------	-----	--------------------

(二) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

変更後の住所

変更前	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 寺嶋晋	変更後	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
-----	-------------------------	-----	--------------------

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあ

変更後の住所

つては代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 寺嶋晋	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
-------------------------	--------------------

3 変更の年月日

平成二十二年五月二十五日

三 届出年月日

平成二十二年六月八日

● 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年十一月五日まで縦覧に供する。

平成二十二年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 寺嶋晋

2 住所 静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 マックスバリュ甲府住吉店

(二) 所在地 山梨県甲府市住吉三丁目三千九十二番地外

2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 寺嶋晋	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一
大規模小売店舗において	マックスバリュ東海株式会社	静岡県駿東郡長泉町下長

て小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

社 代表取締役 寺嶋晋 窪三百三番地一

3 変更の年月日

平成二十二年五月二十五日

三 届出年月日

平成二十二年六月八日

● 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年十一月五日まで縦覧に供する。

平成二十二年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健

2 住所 東京都千代田区飯田橋三丁目十三番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ライフガーデンにらさき

(二) 所在地 山梨県韮崎市若宮二丁目二百八十八 一番外

2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健	東京都千代田区飯田橋三丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号
株式会社オキノ 代表取締役 荻野寛二	山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号
株式会社ノジマ 代表執行役 野島廣司	神奈川県横浜市中区尾上町六 九十
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
株式会社チヨダ 代表取締役 船橋政男	東京都杉並区成田東四三十九 八
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎	東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一
有限会社スピーディ 代表取締役 遠藤美都	山梨県甲府市宝一丁目十三番四号
PHメンテナンス株式会社 代表取締役 大柴一美	山梨県韮崎市本町一 三四
株式会社広島 代表取締役 相馬孝裕	山梨県韮崎市中央町八番 二十号
株式会社西松屋チエーン 代表取締役 大村禎史	兵庫県姫路市飾東町庄二 百六十六番地の一
株式会社マックハウス 代表取締役 栗原勝利	東京都杉並区梅里一丁目七番七号
株式会社靴・鞆吉川 代表取締役 吉川進	山梨県韮崎市中央町八番 二十号

有限会社オノ 小野富義	代表取締役 山梨県韮崎市若宮一丁目 二番五十号
有限会社松茂呉服店 代表 取締役 清水勝仁	山梨県韮崎市本町一丁目 九番五号
株式会社キング 代表取締役 北村晴彦	東京都品川区西五反田二 丁目十四番九号
株式会社加藤商店 代表取 締役 加藤進	山梨県韮崎市中央町三番 四号
株式会社宮脇書店 代表取 締役 宮脇富子	香川県高松市丸亀町四 八

3 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成二十二年四月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成二十二年六月一日

三 届出年月日

平成二十二年六月十五日

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年十一月五日まで縦覧に供する。

平成二十二年七月五日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

- 1 氏名又は名称 ロック開発株式会社 代表取締役 羽間和彦
住所 東京都千代田区神田佐久間河岸六十七

山梨県知事 横 内 正 明

- 二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ロックタウン山梨中央
所在地 山梨県中央市下河東字上窪四百
2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
	株式会社マックハウス 代表取締役 栗原勝利	東京都杉並区梅里一丁目七番七号
	株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男	東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号
	株式会社レモール 代表取締役 米田保伸	奈良県御所市大字池之内三百六十三番地
	株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七番一号
	株式会社桔梗屋 代表取締役 中丸眞治	山梨県笛吹市一宮町坪井千九百二十八番地
	B Rサーティワンアイス クリーム株式会社 代表取締役 尾崎仙次	東京都品川区上大崎三丁目二番一号
	有限会社橋爪商店 代表取締役 橋爪治男	山梨県甲府市国母五丁目四番地十四号
	株式会社ポイント 代表取締役 石井稔晃	東京都中央区八重洲二丁目七番一号

ムシユタック貿易株式会社 代表取締役 アリムシユ タック	東京都新宿区西新宿七丁 目十九番地五西新宿OS Cビル五F
CLAY 代表取締役 野 田秀樹	山梨県甲府市東光寺町千 六百十六番地二十四号
兼松コミュニケーションズ 株式会社 代表取締役 長 谷川久也	東京都新宿区西新宿八丁 目五番一号野村不動産西 新宿共同ビル五F
株式会社パステル 代表取 締役 鈴木和彦	福島県郡山市島一丁目二 十八番五号
株式会社ひらおか 代表取 締役 平岡正也	静岡県静岡市葵区春日二 丁目十一番十号
有限会社サボイ 代表取締 役 秋山憲	山梨県甲斐市篠原二千三 百三番地
株式会社三城 代表取締役 多根裕詞	東京都中央区銀座二丁目 七番十七号
ペットシテイ株式会社 代 表取締役 豆鞘亮一	東京都中央区新川二丁目 二十四番二号豊平ビル三 F
株式会社ユニクロ 代表取 締役 柳井正	山口県山口市佐山七百十 七番地一号
株式会社ヤマダ電機 代表 取締役 山田昇	群馬県前橋市日吉町四丁 目四十番地十一
株式会社ツルハ 代表取締 役 鶴羽樹	北海道札幌市東区北二十 四条東二十丁目一番二十 一号

<p>3 変更の年月日 平成二十二年五月二十五日 届出年月日 平成二十二年六月八日</p>		<p>マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 寺嶋晋 窪三百三番地一</p>
<p>● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十 二年十一月五日まで縦覧に供する。 平成二十二年七月五日</p>		<p>静岡県駿東郡長泉町仁田 静岡県田方郡函南町仁田 七十番地一</p>
<p>一 届出者の氏名又は名称及び住所 山梨県知事 横 内 正 明</p>		
<p>1 氏名又は名称 関山産業株式会社 代表取締役 関山文代 2 住所 山梨県都留市夏狩六百六十四番地 二届出の概要</p>		
<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 富士見ショッピングセンター (二)(-) 所在地 山梨県富士吉田市上吉田三千二百八十四番地一 2 変更した事項</p>		
変更事項	変更後の氏名又は名称及び 法人にあつては代表者の氏 名	変更後の住所
大規模小売店舗におい て小売業を行う者の氏 名又は名称及び住所並 びに法人にあつては代	株式会社カムイ 代表取締 役 佃健志	山梨県甲府市西高橋町百 三十四番地の一
マックスバリュ東海株式会		静岡県駿東郡長泉町下長

〔表者の氏名〕 社 代表取締役 寺嶋晋 〔窪三百三番地〕

3 変更の年月日

平成二十二年五月二十五日

三 届出年月日

平成二十二年六月八日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年十一月五日まで縦覧に供する。

平成二十二年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健

2 住所 東京都千代田区飯田橋三丁目十三番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ライフガーデンにらさき

(二)(-) 所在地 山梨県韮崎市若宮二丁目二百八十八 一番外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後		
来客が駐車場を利用することが出来る時間帯	午前八時三十分から午後十時三十分まで	駐車場 A	1	午前八時三十分から午後十時三十分まで
		駐車場 A	2	時三十分まで
		駐車場 A	3	午前八時三十分から翌午前五時三十分まで

3 変更の年月日

平成二十二年八月一日
三 届出年月日
平成二十二年六月十五日

● 国土調査の成果の認証
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成二十二年七月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行った者の名称
身延町

二 調査を行った時期

平成二十年十一月二十五日から平成二十一年三月十六日まで及び平成二十年十一月六日から平成二十一年十月十九日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

身延町大字三沢の一部及び大字車田の一部

五 認証年月日

平成二十二年六月二十一日

公安委員会

山梨県公安委員会告示第六十六号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十二年七月五日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

別表第一中

二六一 中巨摩郡敷島町中下条一、〇六 宝殊寺前 平一一・一一・二〇

	二番地先（町道三味堂村上線と町道仲町大下条線との十字路交差点）		告示 第五〇号
--	---------------------------------	--	------------

を

二六一	甲斐市大下条一、〇六二番地先（市道三味堂村上線と市道仲町大下条線との交差点）	宝珠寺	平成二十二年七月五日 告示第六六号
-----	--	-----	----------------------

に、

一七	甲府市湯田二丁目一三番一号先（市道伊勢蓬沢線と市道深住吉線との交差点）	カネボーハリ ス北西角	四四・六・一六
----	-------------------------------------	----------------	---------

を

一七	甲府市湯田二丁目一三番一号先（市道伊勢蓬沢線と市道深住吉線との交差点）	テレビ山梨北 東角	平成二十二年七月五日 告示第六六号
----	-------------------------------------	--------------	----------------------

に、

八七	甲府市太田町二四番四号先（県道甲府市川大門線と県道上芦川甲府線との交差点）	赤池印店前	五一・六・一
----	---------------------------------------	-------	--------

を

八七	甲府市太田町二四番四号先（県道甲府市川三郷線と県道甲府笛吹線との交差点）	太田町南	平成二十二年七月五日 告示第六六号
----	--------------------------------------	------	----------------------

に、

九八	甲府市湯田二丁目二番九号先	カネボーハリ	五一・一〇・八
----	---------------	--------	---------

	（市道深住吉線と市道測候所北通り線との交差点）	入南西角	
--	-------------------------	------	--

を

九八	甲府市湯田二丁目二番九号先（市道深住吉線と市道測候所北通り線との交差点）	湯田交番西	平成二十二年七月五日 告示第六六号
----	--------------------------------------	-------	----------------------

に、

三三三	斐崎市中田町小田川一、四六四番地先（国道一四一号线と明野村道二七号線との交差点）	三村橋入口	五一・八・二五
-----	--	-------	---------

を

三三三	斐崎市中田町小田川一、三七二番地一先（国道一四一号线と北村市道との交差点）	三村橋入口	平成二十二年七月五日 告示第六六号
-----	---------------------------------------	-------	----------------------

に、

一五	塩山市上於曾三六三番地先（県道塩山勝沼線と市道との十字路交差点）	仲沢ガード北	平一・三・二五 告示 第一六号
----	----------------------------------	--------	--------------------

を

一五	甲州市塩山上於曾二九六番地一先（県道塩山勝沼線と市道との交差点）	仲沢ガード北	平成二十二年七月五日 告示第六六号
----	----------------------------------	--------	----------------------

に改める。
別表第四中

五七三	市道	甲斐市竜王新町一、六	車両	車両進行	斐崎	平成二十二年五
-----	----	------------	----	------	----	---------

	三三番地三先から甲斐市竜王新町一、六五九番地一先(竜王駅北口広場)まで(一二五メートル)		ロータリ 一内東側 を時計回 り終日	月六日 告示第四六号
--	--	--	-----------------------------	---------------

五七三	市道	甲斐市竜王新町一、六三三番地三先から甲斐市竜王新町一、六五九番地一先(竜王駅北口広場)まで(一二五メートル)	車両 車両進行 ロータリ 一内東側 を時計回 り終日	葦崎 平成二十二年五 月六日 告示第四六号
五七四	都市計 画道路 愛宕町 下条線	甲府市荒川二丁目九番 二号先(荒川一丁目交 差点・市道への左折導 流部)(一〇メートル)	車両 車両進行 北から南 へ終日	甲府 平成二十二年七 月五日 告示第六六号

に改める。
別表第五中

一五六	県道 都留道 志線	都留市上谷六丁目三 番一五号先(西願寺 東側)	車両 日曜、 休日 を除く七 時から 九時ま で	都留 平元・二・九 告示 第三号
-----	-----------------	-------------------------------	--	---------------------------

一五六	県道都 留道志 線	都留市上谷六丁目三 番一五号先(西願寺 東側)	車両 土曜、 日曜、 休日 を除く七 時から 九時ま で	大月 平成二十二年七月 五日 告示第六六号
-----	-----------------	-------------------------------	---	--------------------------------

			時から 九時ま で	
--	--	--	-----------------	--

三三二	市道	葦崎市若宮一丁目一 番一号先(葦崎駅北 側)	東進す る車両 七時か ら二二 時まで	葦崎 五九・一〇・八 告示 第四七号
-----	----	------------------------------	---------------------------------	-----------------------------

三三二	削除			葦崎 平成二十二年七月 五日 告示第六六号
-----	----	--	--	--------------------------------

に、

三六二	県道 都留道 志線	都留市上谷六丁目三 番一五号先(滝本唯 雄方前)	車両 日曜、 休日 を除く七 時から 九時ま で	都留 平元・二・九 告示 第三号
-----	-----------------	--------------------------------	--	---------------------------

を

三六二	県道都 留道志 線	都留市上谷六丁目三 番一五号先(西願寺 東側)	車両 土曜、 日曜、 休日 を除く七 時から 九時ま で	大月 平成二十二年七月 五日 告示第六六号
-----	-----------------	-------------------------------	---	--------------------------------

に改める。

別表第十中

一、一三六	県道 塩山勝沼線	塩山市上於曾四二九番地の一先 (仲沢ガード南交差点)	四	塩山	平一・三・二 五 告示 第一六号
-------	-------------	-------------------------------	---	----	---------------------------

一、一三六	県道 山勝沼線	甲州市塩山上於曾四二九番地一先 (仲沢ガード南交差点)	五	日下部	平成二二年七月 五日 告示第六六号
-------	------------	--------------------------------	---	-----	-------------------------

一、九二九	国道二〇号	大月市大月町花咲一、六六九番地の一先(北都留合同庁舎入口交差点)	二	大月	平成一五年一月 二〇日 告示第三号
-------	-------	----------------------------------	---	----	-------------------------

一、九二九	国道二〇号	大月市大月町花咲一、六六〇番地七先(大月市役所花咲庁舎入口)	一	大月	平成二二年七月 五日 告示第六六号
-------	-------	--------------------------------	---	----	-------------------------

二、〇二九	県道 塩山勝沼線	塩山市上於曾三六三番地先 (仲沢ガード北交差点)	三	塩山	平一・三・二 五 告示 第一六号
-------	-------------	-----------------------------	---	----	---------------------------

二、〇二九	県道 山勝沼線	甲州市塩山上於曾一九六番地一先 (仲沢ガード北交差点)	三	日下部	平成二二年七月 五日 告示第六六号
-------	------------	--------------------------------	---	-----	-------------------------

二、七八七	県道 葦崎櫛形豊富線	中巨摩郡櫛形町桃園四九番地の一先	一	小笠原	五七・六・一〇 二五号
-------	---------------	------------------	---	-----	----------------

二、七八七	県道 葦崎南アルプス中央線	南アルプス市桃園四九番地一先 (曲輪田入口交差点)	三	南アルプス	平成二二年七月 五日 告示第六六号
-------	------------------	------------------------------	---	-------	-------------------------

五、一三七	市道 三九号 (石和地内)	笛吹市石和町松本一、一〇四番地先(コミュニティ道路東側広場南側交差点)	二	笛吹	平成一七年六月 一六日 告示第五五号
-------	---------------------	-------------------------------------	---	----	--------------------------

五、一三七	市道	笛吹市石和町松本一、一〇四番地先(丁字路交差点)	一	笛吹	平成二二年七月 五日 告示第六六号
-------	----	--------------------------	---	----	-------------------------

五、一九九	市道 旭二五号線	葦崎市龍岡町下條南割三、三一三番地の一先(あけぼの医療福祉センター前西側丁字路交差点)	一	葦崎	平成一九年一月 二五日 告示第六六号
-------	-------------	---	---	----	--------------------------

五、一九九	市道	韮崎市旭町上條南割三、三三三番地一先(あけぼの医療福祉センター前西側丁字路交差点)	一	韮崎	平成二十二年七月五日 告示第六六号
-------	----	---	---	----	----------------------

五、二〇〇	市道旭 二五号 線	韮崎市龍岡町下條南割三、三三三番地の一先(あけぼの医療福祉センター前東側丁字路交差点)	一	韮崎	平成一九年一月二五日 告示第六六号
-------	-----------------	---	---	----	----------------------

五、二〇〇	市道	韮崎市旭町上條南割三、三三三番地一先(あけぼの医療福祉センター前東側丁字路交差点)	一	韮崎	平成二十二年七月五日 告示第六六号
-------	----	---	---	----	----------------------

五、三三八	農道	南巨摩郡富士川町眷米一六四番地一先(富士川西部広域農道と町道との十字路交差点)	三	鵜沢	平成二十二年五月六日 告示第四六号
-------	----	---	---	----	----------------------

五、三三八	農道	南巨摩郡富士川町眷米一六四番地一先(富士川西部広域農道と町道との十字路交差点)	三	鵜沢	平成二十二年五月六日 告示第四六号
五、三三九	市道	甲府市丸の内二丁目九番二〇号先(甲府共立病院東側)	一	甲府	平成二十二年七月五日 告示第六六号
五、三四〇	市道	韮崎市神山町鍋山二四四番地先(丁字路交差点)	一	韮崎	平成二十二年七月五日 告示第六六号

に改める。
別表第十五中

五、三四一	市道	笛吹市石和町松本一、一一八番地先(丁字路交差点)	二	笛吹	平成二十二年七月五日 告示第六六号
-------	----	--------------------------	---	----	----------------------

五、三四二	市道	甲州市塩山上於曾三二六番地先(塩山郵便局西側)	一	日下	平成二十二年七月五日 告示第六六号
-------	----	-------------------------	---	----	----------------------

五、三四三	市道	山梨市上神内川一、三八〇番地先(万力大橋東詰)	二	日下	平成二十二年七月五日 告示第六六号
-------	----	-------------------------	---	----	----------------------

五、三四四	県道山中湖忍野富士吉田線	南都留郡忍野村忍草一、五八九番地先(十字路交差点)	一	富士吉田	平成二十二年七月五日 告示第六六号
-------	--------------	---------------------------	---	------	----------------------

五、三四五	県道新田下吉田線	富士吉田市小明見一、六一七番地先(市立明見小学校東側)	一	富士吉田	平成二十二年七月五日 告示第六六号
-------	----------	-----------------------------	---	------	----------------------

五、三四六	市道	大月市富浜町宮谷五六三番地一先(丁字路交差点)	一	大月	平成二十二年七月五日 告示第六六号
-------	----	-------------------------	---	----	----------------------

一七六	町道	北巨摩郡高根町村山北割一、五一三番地先(県道万年橋長坂線との交差点)から北巨摩郡高根町東井出一〇三番地先(県道長沢小淵沢線との交差点)までの両側	二、八〇〇	車両	終日	長坂	五一・九 ・二七 三二号
-----	----	--	-------	----	----	----	--------------------

一七六	市道	北杜市高根町東井出一〇三番地先(県道長沢小淵沢線との交差点)から北杜市高根町東井出一六五番地先(市道との丁字路交差点)までの両側	四一〇	車両	終日	北杜	平成二十二年七月五日 告示第六号
-----	----	--	-----	----	----	----	---------------------

四七二	県道富土河口湖芦川線	笛吹市芦川町上芦川六五五番地三先(新間名板橋西詰)から南都留郡富土河口湖町大石一、五七一番地(県道富土河口湖精進線)までの両側	五、八二〇	車両	終日	笛吹 富士 吉田	平成二十二年七月五日 告示第一号
-----	------------	---	-------	----	----	----------------	---------------------

四七二	県道富土河口湖芦川線	笛吹市芦川町上芦川六五五番地三先(新間名板橋西詰)から南都留郡富土河口湖町大石一、五七一番地(県道富土河口湖精進線)までの両側	五、八二〇	車両	終日	笛吹 富士 吉田	平成二十二年七月五日 告示第一号
四七三	市道	北杜市高根町村山北割一、六八九番地先(知的障害者支援センター北杜の郷はるかぜ前)から北杜市高根町村山東割一、	二、二二〇	車両	終日	北杜	平成二十二年七月五日 告示第六号

五二三番地先(県道長坂高根線との交差点)までの両側

に改める。
別表第十六中

三、七三五	町道	東八代郡石和町川中島七五番地丸山甲子輝方東側	石和	五四・二二・一九 五二号
-------	----	------------------------	----	-----------------

三、七三五	削除		笛吹	平成二十二年七月五日 告示第六号
-------	----	--	----	---------------------

三、七四九	町道	東八代郡石和町川中島五〇九の一富士美容室東側	石和	五四・二二・一九 五二号
-------	----	------------------------	----	-----------------

三、七四九	削除		笛吹	平成二十二年七月五日 告示第六号
-------	----	--	----	---------------------

三、七五一	町道	東八代郡石和町川中島四九六番地ぶどう園西側	石和	五四・二二・一九 五二号
-------	----	-----------------------	----	-----------------

三、七五一	削除		笛吹	平成二十二年七月五日 告示第六六号
-------	----	--	----	----------------------

に、	四、一八五	町道	東八代郡石和町八田四九三番地 先末木三郎方西側	石和	五五・八・一一三五号
----	-------	----	----------------------------	----	------------

を	四、一八五	削除		笛吹	平成二十二年七月五日 告示第六六号
---	-------	----	--	----	----------------------

に、	九、〇四二	町道	中巨摩郡田富町山之神二、八〇四番地の二先(アパートパークサイドS 南側・東進車両)	南甲府	平九・一・二〇四号 告示
----	-------	----	---	-----	-----------------

を	九、〇四二	市道	中央市山之神三、六二六番地一先(アパートパークサイドS 南東側十字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二十二年七月五日 告示第六六号
---	-------	----	---	-----	----------------------

に、	九、〇四三	町道	中巨摩郡田富町山之神一、二二三番地の二先(イエローハウス 南側・西進車両)	南甲府	平九・一・二〇四号 告示
----	-------	----	---------------------------------------	-----	-----------------

を	九、〇四三	町道	中巨摩郡昭和町河西一、二二三	南甲府	平成二十二年七月
---	-------	----	----------------	-----	----------

に、			番地七先(十字路交差点・西進車両)		五日 告示第六六号
----	--	--	-------------------	--	--------------

を	一一、五〇九	市道	笛吹市芦川町上芦川一、八〇四番地先(芦川大橋南側丁字路交差点・南進車両)	笛吹	平成二十二年五月六日 告示第四六号
---	--------	----	--------------------------------------	----	----------------------

を	一一、五〇九	市道	笛吹市芦川町上芦川一、八〇四番地先(芦川大橋南側丁字路交差点・南進車両)	笛吹	平成二十二年五月六日 告示第四六号
---	--------	----	--------------------------------------	----	----------------------

に、	一一、五一〇	市道	甲府市荒川一丁目九番二号先(荒川一丁目交差点南側左折導流部出口・南進車両)	甲府	平成二十二年七月五日 告示第六六号
----	--------	----	---------------------------------------	----	----------------------

を	一一、五一一	市道	南アルプス市有野四、四三二番地先(丁字路交差点・南進車両)	南アルプス	平成二十二年七月五日 告示第六六号
---	--------	----	-------------------------------	-------	----------------------

に、	一一、五二二	市道	北杜市小淵沢町松向一、二五五番地先(丁字路交差点・北進車両)	北杜	平成二十二年七月五日 告示第六六号
----	--------	----	--------------------------------	----	----------------------

を	一一、五二三	市道	笛吹市石和町松本一、一一八番地先(丁字路交差点・南進車両)	笛吹	平成二十二年七月五日 告示第六六号
---	--------	----	-------------------------------	----	----------------------

を	一一、五二四	市道	山梨市北二、〇八一番地先(十字路交差点・北進車両)	日下部	平成二十二年七月五日 告示第六六号
---	--------	----	---------------------------	-----	----------------------

を	一一、五二五	市道	山梨市南四八一番地先(長窪橋北詰交差点・西進車両)	日下部	平成二十二年七月五日
---	--------	----	---------------------------	-----	------------

一一、五一六	市道	山梨市江曾原五四〇番地先（長窪橋北詰交差点・東進車両）	日下部	告示第六六号
一一、五一七	市道	甲州市塩山上於曾三二番地一先（仲沢ガード北交差点東側・東進車両）	日下部	平成二十二年七月五日 告示第六六号
一一、五一八	町道	南都留郡富士河口湖町船津三、一〇五番地二先（丁字路交差点・北進車両）	富士吉田	平成二十二年七月五日 告示第六六号

に改める。

別表第二十四中

八	国道二〇号線	大月市大月二丁目一九番一二号先（大月消防署前交差点）	当該道路上に標示した位置	大月	六一・六・二六二五号
---	--------	----------------------------	--------------	----	------------

を

八	国道二〇号	大月市大月町花咲一、六六〇番地七先（大月市役所花咲庁舎入口交差点）	当該道路上に標示した位置	大月	平成二十二年七月五日 告示第六六号
---	-------	-----------------------------------	--------------	----	----------------------

に改める。

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年七月五日

山梨県警察本部長 西 郷 正 実

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
- ホストコンピュータ 一式

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十二年六月二日
- 四 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額
二億四千六百四万二千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十二年四月十九日

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十二年三月三十日山梨県条例第十五号（山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例）

八	上	終わりから六	学校職員給与条例	学校職員勤務時間条例
---	---	--------	----------	------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番